Ⅲ.お取引業者様へ

Hokkai school of commerce

◆不正な取引を防止する本学からのお願い

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止についての取り組みを行っております。

不正防止の取り組みは、受注、納品等を行っていただくお取引業者様のご理解とご協力が必要 不可欠であることは言うまでもありません。

つきましては趣旨をご理解いただくこと、併せて誓約書の提出をお願いいたします。

お願いする事項

- ① 本学では、研究者が直接発注することを認めておりません。
- ② 本学では、研究計画に沿って物品等の調達を行っておりますので、納入期限厳守を お願いいたします。
- ③ 見積書、納品書、請求書、領収書(必要な場合)には、必ず貴社において日付記入をいただき、空白で発行することのないようにお願いいたします。
- ④ 取引の際、社会通念上疑念を持たれないよう適切な関係維持をお願いいたします。
- ⑤ 本学構成員からの「預け金の要求」「事実と異なる書類の要求」等は、【不正使用】と 見做します。要求は拒絶いただき、速やかに通報窓口(下記)にご一報ください。 通報したことにより、不利益な取り扱いを受けることは一切ありません。 なお万が一、取引上の不正が発覚した場合は、取引停止とし、政府機関をはじめ各種 公的機関等に通知がされますことを、あらかじめご承知願います。
- ⑥ 本学では内部監査をはじめ、会計検査院、国税局等の監査・検査が行われます。 その際には、関係する証憑書類の提出を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- ⑦ 前述ガイドラインに基づき、不正取引を行わない旨の<mark>誓約書のご提出</mark>をお願い申し 上げます。

◆通報窓口

i school of commerceHokkai school of commerceHokkai school of commerceHokkai school of commerceHokkai school of

北海商科大学 学術発展センター

〒 062-8607 北海道札幌市豊平区豊平六条6丁目10番

TEL: 011-841-1161 ext.8101 FAX: 011-824-0801

□: tsuho1@hokkai.ac.jp



Hokkai school of commerceHokkai school of commerceHokkai school of commerceHokkai school of commerceHokkai school of co

提出いただく対象

初めて本学と10万円以上のお取引をいただくお取引業者様。 誓約書には有効期限を設けておりませんので、1回提出頂ければ結構です。

誓約書の事項

- ① 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ② 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ④ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

誓約書	
当社(当法人)は、北海商科大学と公的研究費の契約等における取引に当たり、次の事を遵守し、いかなる不正、不適切な契約を行わないことを誓約します。	項
① 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと② 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力する③ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がこと④ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること	
平成 年 月 日	
北海商科大学 学長森本 正 夫 殿	
所 在 地	
TEL	
代表者又は 事業主名	(II)
【連絡先】 担当部署 担当者名 「fin FAX ▶	

※ 本誓約書が必要な場合は、本学より提出をご依頼申し上げます。